

平成19年10月26日
経済産業省

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令 の一部を改正する政令について

本政令は、2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ジ-tert-ブチルフェノール（官報公示整理番号：5-3580, 5-3604、CAS No. 3846-71-7）を化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の第一種特定化学物質に追加する等の措置を講ずるものです。

1. 改正の概要

本政令は、難分解性の性状を有し、かつ、人の健康を損なう等のおそれがある化学物質による環境の汚染を防止するため、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の第一種特定化学物質を新たに指定する等の措置を行うものです。

- ・ 2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ジ-tert-ブチルフェノールを第一種特定化学物質として指定する。（施行令第1条）
- ・ 2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ジ-tert-ブチルフェノールが使用されている場合に輸入できない製品として塗料、接着剤等の製品を指定する。（施行令第3条）

2. 改正の内容

上記物質は、厚生労働省、経済産業省及び環境省の関係審議会において第一種特定化学物質として指定すべき（自然的作用による化学的変化を生じにくく（難分解性）、生物の体内に蓄積されやすいものであり、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある。）との結論が得られたことを踏まえ、上記物質及び上記物質が使用されている場合に輸入できない製品を政令指定するものです。

(参考)

2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-*tert*-ブチルフェノールは主としてプラスチック製品等の紫外線吸収剤として使用される化学物質。

3. 今後の予定

閣 議	平成19年10月26日
公 布	平成19年10月31日
施 行	
第一種特定化学物質の追加（施行令第1条関係）	
	平成19年11月10日
輸入規制製品の追加（施行令第3条関係）	
	平成20年 5月 1日

(本発表資料のお問い合わせ先)

製造産業局化学物質管理課化学物質安全室

担当者：田中、水野

電 話：03-3501-1511（内線 3701）

03-3501-0605（直通）